

今後の議会改革について

平成 23 年 11 月・会津若松市議会

I 基本的考え

会津若松市議会は、平成 20 年 6 月定例会において賛成総員で可決、制定された議会基本条例をツールとして、市民参加型政策形成サイクルの実践など議会改革を進めてきた。しかしながら、条例の目的にある「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与すること」の実現には、まだまだ途上の段階であり、これからも継続して議会改革に取り組み、真に市民から信頼され、市民生活の向上に役立つ議会づくりを目指さなければならない。

そのためには、前議会での議会改革についての基本理念、基本理念を実現する基本方向を継承しながら、これまでの基本方向を踏まえた具体的方策及び検討事項については、新たな取り組み事項を加味しながら定めていく。

II 基本理念

新議会においても、先議会改革の基本理念を継承し、さらに推進することを目指し、基本理念を「市民の負託に応えうる合議体たる議会づくり～市民に信頼され、市民に役立つ真の議会を目指して～」とする。

III 基本理念を実現する基本方向

基本理念を実現する基本方向については、前議会で確認された 5 つの基本方向を継承する。

1 公平・公正・透明な議会運営

議会基本条例のもと、合議制の機関たる議会において、市民の負託に応えうる自由闊達な議論が行えるよう、公平・公正・透明な議会運営に引き続き取り組む。

また、議会を構成する議員一人一人が市民から揺るぎない信頼を得ながら、市民全体の奉仕者として誇りと自信をもって活動できる仕組みである議会議員政治倫理条例の適切な運用に努める。

2 市民本位の政策決定、政策監視及び評価の推進

二元代表制の一方の代表者としての地位と権能を踏まえ、市民本位の立場から、政策決定並びに監視・評価を適切に行う。そのため、執行機関との間に適切かつ緊張感ある関係を築くとともに、本会議及び委員会における議会活動を通じて、議決責任を踏まえた政策決定と政策決定に係る議論を行う。また、市民に対して問題点や課題が明らかにできるような政策の監視・評価を行っていく。

3 開かれた議会運営の実現

市民の代表機関である議会の活動が、市民にわかりやすく、かつ、市民が参加しやすい、開かれた議会運営を実現する。そのため、さまざまな媒体を活用した公開・広報の充実、議会傍聴促進などに取り組む。

4 政策提言と政策立案の強化

執行機関から提出された議案の審議・審査はもとより、市民本位の立場から、合議体たる議会全体として取り組むことを基本として、議会独自の政策提言や条例案などの政策提案に取り組む。そのため、市民全体の代表者であり、合議体たる議会としての政策提言力の向上、議決責任等の当事者責任を踏まえた政策立案力の向上を図る。

5 継続的な議会改革への取り組み

議会が一丸となり、市民本位の立場から、適切な政策決定、政策提言、政策提案が行えるよう、継続的な議会改革に取り組む。そのため、議会改革に係る調査研究・研修等の推進、事務局による議会活動支援事務の充実を図る。

IV 基本方向を踏まえた具体化方策及び検討事項

1 公平・公正・透明な議会運営

(1) 公平・公正な議会運営の推進

① 会津若松市議会基本条例等の適切な運用

公平・公正で民主的な議会運営や市民と議会との確固たる信頼関係の構築を図るため、議会基本条例及び議会議員政治倫理条例等の適切な運用を図る。

(2) 透明性の高い議会づくり

① 政務調査費の透明性の向上

平成19年度に領収書添付の義務化及び公開への制度改正を行うなど、一定の取り組みを行ってきた。今後も政務調査費の透明性を確保するとともに、判例や他自治体の監査の事例などを考慮しながら、政務調査費の使途について研究を継続していく。

2 市民本位の政策決定、政策監視及び評価の推進

(1) 議決機関としての適切な政策決定

① 執行機関との緊張感ある関係構築

法令等に特別の規定等のある場合を除き、これまでも執行機関の附属機関などからは委員の辞退等を行っており、今後も継続して徹底する。

② 二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の確認

・ 二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の確認

一般質問については、平成21年8月から、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に対峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の一般質問の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行うとともに、毎定例会ごとに一般質問等についての総括を行っており、今後とも継続して取り組んでいく。

また、議会の監視能力や政策提言能力等を高めるとともに、議員の一般質問

に対する認識を深めるため、議員同士による合評会について研究していく。

- **質問方式の再確認**

一問一答方式の導入については、平成20年8月5日の議会運営委員会において、政策論議の論点の明確化という当該方式のメリットを十分享受できるよう、議員の質問内容のあり方とそのチェック機能強化を図ることが確認され、当面は、その導入を見合わせることにされたところであることから、引き続き、質問内容のあり方等を検討する中で、導入について研究していく。

- **答弁方法の再確認**

平成16年10月に申し合わせで確認した答弁方法（最初の答弁に部長等に加え、当局の組織順に答弁する方法）については、平成23年9月定例会から、質問の大項目単位での市長答弁を行うことが確認され、今後も順次見直しを行うこととされており、今後も随時、議会側としての再確認を行う。

(2) 市民の代表としての適切な監視・評価

① 自治法改正を踏まえた本会議や常任委員会のあり方の検討

地方自治法の一部改正により、常任委員の複数就任が是認されるようになったが、今後、予算決算常任委員会や会期のあり方を検討するとともに、現在の常任委員会の再編成の必要性、委員会中心主義と本会議における総括質疑との関係の総括等も行いながら、そのあり方を見定めていく。

3 開かれた議会運営の実現

(1) 市民にわかりやすい議会運営の推進

① 本会議の中継、会議録の公開

- 議会中継システムの運営
- 会議録検索システムの運用の拡充
- インターネットを活用した議会映像配信システムの導入

② 市議会ウェブサイトの充実

(2) 市民が参加しやすい議会運営の推進

① 市民の議会への直接参加

市民との意見交換会について、地区別・地域別の開催パターンのほか、関係団体などとの分野別の開催など、多様な場を積極的に設定し開催する。

② 議会傍聴の促進

- 傍聴者への配布資料の検討
- 傍聴者アンケートの検討

4 政策提言と政策立案の強化

執行機関たる市長から提出された議案を審議するだけでなく、市民本位の立場から、合議体たる議会全体として、独自の政策立案に取り組む。

※ なお、合議体たる議会全体とは、議会全体がまとまり、政策提言を行うことで、執行機関への対峙力や影響力を大きくすることに趣旨があり、議員としての活動や提案権を否定するものではない。

(1) 合議体たる議会としての政策提言・政策立案能力の向上

① 政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）の充実

政策討論会については、前期の議会の各分科会において学識経験者等を招聘するなど調査研究を実施し成果を収めているが、今後とも引き続き、市民生活の向上に結びつくよう、政策討論会の充実を図っていく。

② 緊急時等における政策提言のあり方の検討

緊急時や災害時、また庁内横断的な重要事項など、迅速に議会として対応できるような政策提言のあり方についての検討を行っていく。

(2) 議決責任を踏まえた政策立案の推進

① 議員等（議員、委員会、会派）提出条例による政策立案の取り組み

議決責任など、当事者としての責任を整理・確認しながら、議員提出条例による政策立案に取り組む。

5 継続的な議会改革への取り組み

(1) 議会改革に係る調査研究の推進

① 情報収集・蓄積・提供の充実

議員からの依頼調査は、依頼議員だけではなく誰もが活用できるよう、調査結果資料を蓄積し、議会図書室等に備え付け、閲覧に供する。

② 議会改革に係る調査研究・研修等の推進

議会改革に係る調査研究については、議会運営委員会先進地調査、各会派の先進地調査、事務レベルでの情報収集・分析をはじめ、学識経験者の専門的知見の活用を図りながら、今後の議会改革等とあわせて調査研究・研修等を推進する。

③ 議員個人の能力向上への支援

政務調査費等も活用しながら、議員の調査研修の充実を図る。

(2) 事務局による議会活動支援事務の充実

政策決定、政策提言及び政策立案を充実させるための、議会や議員の支援事務を充実させる。

① 議会事務局の能力向上

政策提案等の議会活動がより円滑に進められるよう議会事務局の能力向上に取り組む。